

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録  
議事要旨

( 整理番号 0510 )

第4回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年8月23日 公開(一部非公開)

開催日時	令和5年8月23日(水)	10時00分~11時14分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 栃木県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 4 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度第4回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p><b>定数の確認</b> 公益代表委員の黒川委員及び労働者代表の津村委員が欠席委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p><b>傍聴者の報告</b> 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり8名が傍聴することを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本審議会は「原則公開」</p>

事務局	<p>として開催いたします。</p> <p>傍聴席には、事前にお申込みいただいた傍聴者の方もお見えになっていますが、事務局から配付されております「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは最初に、議題(1)の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、当審議会が8月5日に答申した意見を公示した結果について、事務局から報告してください。</p> <p>異議申出に関する経過、JMITU栃木地方本部、栃木公務公共一般労働組合、全日本建設交通一般労働組合栃木県本部、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン、栃木県労働組合総連合、とちぎコープ労働組合及び栃木県一般労働組合により異議申出書の提出があったこと、同意見書の意見内容の朗読、意見理由の朗読割愛をもって報告</p>
杉田会長	<p>ただ今報告のありましたとおり、当審議会の「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」に対しては、異議申出がなされております。</p> <p>本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮問が行われます。</p> <p>それでは、局長お願いします。</p>
局長・会長	<p>諮問文手交</p>
杉田会長	<p>ただ今、栃木労働局長より、異議申出に関して諮問を受けました。</p> <p>事務局は諮問文(写)を全ての委員に配付して、確認のため朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>諮問文(写)を各委員に配付・朗読</p>
杉田会長	<p>ただ今の諮問を受け、当審議会において、異議申出に関する審議を行うことといたします。</p> <p>この審議に当たり、まずは、公・労・使それぞれに協議していただき、それぞれのお立場でまとめていただいた意見を、それぞれに発表いただき、最終的に審議会としての取りまとめを行いたいと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、それぞれの協議室にて異議申出に関しての協議をお願いしたいと思います。</p>

	<p>なお、栃木地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の「但し書き」において、「議事を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」旨の規程がございます。</p> <p>これから行う公・労・使それぞれの協議につきましては、この「但し書き」を適用することが適当と思われませんが、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。</p>
各代表委員	異議なし
杉田会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの協議につきましては「非公開」とさせていただきますので、恐縮ですが、公・労・使それぞれが別室で協議を行う間、傍聴人の方々は事務局の指示に従い、この会場で待機くださいますようお願いいたします。</p> <p>では、公・労・使それぞれの協議時間は15分～20分程度といたします。</p> <p>それぞれの協議が終わりましたら、事務局の案内に従ってこの会場にお戻りいただき、再び「公開」の場で、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順で、御意見を伺いたいと思いますが、それによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	異議なし
杉田会長	<p>では、事務局は、それぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>公労使それぞれの協議室にて協議</p> <p>《《 これより公開 》》</p>
杉田会長	<p>傍聴者の皆様、お待たせしました。</p> <p>ここからの議事につきましては、再び「公開」とします。</p> <p>協議結果を報告いただく前に、本日、労働者委員から資料が提出されており、委員の机上に配付されておりますが、この資料に関して御説明等ありますか。</p>
中嶋委員	<p>はい。本日、提出させていただいた資料は、本年度の全国の審議結果となります。</p> <p>目安額がAランク41円、Bランク40円、Cランク39円でありましたが、結果としてCランクの引上げ額は、4円、5円、6円、7円、</p>

	<p>8円と目安を上回っているのが今年のトレンドであると思います。</p> <p>今年は、全国の中で目安にプラスのところは24県あり、半数以上が目安を上回っているというのが、この資料です。</p> <p>Bランクでも28道府県のうち目安を上回っているのは、11県あります。</p> <p>したがって、審議会の内容として、栃木県は目安を上回っているということが見えているという資料の説明です。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この資料につきまして、御質問等ありますか。</p>
各代表委員	<p>質問等なし</p>
杉田会長	<p>では、それぞれの協議の結果につきまして、まずは労働者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
菊嶋委員	<p>労側の検討結果を報告します。</p> <p>各団体の御意見・御主張の多くは、これまで、我々労働者代表委員が審議会及び専門部会で主張してきた内容と同様であると考えています。</p> <p>労働者側としては、これまで審議会・専門部会において基本認識として述べてきたことは、最低賃金近傍で働く人たちの暮らしをまもる、日本社会のステージを転換し未来をつくる、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を確保し中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備をする、労働市場の改善傾向を踏まえた審議を望んで、具体的な要求額絶対水準を引上げ1,000円は確実に到達する必要があるということを中心として主張し、取り組んできました。</p> <p>今年度の審議結果につきまして、引上げ額41円、時間額954円の結果について3点ほど申し上げます。</p> <p>春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ水準、賃金改定状況調査結果における賃金上昇率の増加、労働者の生計費について、必需品的な支出項目にかかる消費者物価の前年を上回る上昇を勧告する必要がある、付帯事項については、賃上げしやすい環境整備、各種助成金の拡充、価格転嫁対策等についても確認されております。</p> <p>これらの状況を踏まえて、今年度の改定額については、公労使三者で審議を尽くした結果であり、答申どおりと考えています。</p> <p>労働者側の意見は以上です。</p>
杉田会長	<p>次に、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>私から報告します。</p> <p>専門部会において、異議申出にある内容を含め十分に審議を尽くした結果であると思っておりますので、答申どおりと考えております。</p>

	以上です。
杉田会長	最後に、公益代表委員から御意見をお願いいたします。
荻原委員	公益代表委員で協議しました結果について御報告いたします。 先の答申は、最低賃金法第9条第2項の最賃決定の3要素である労働者の生計費、賃金、賃金支払能力をはじめとした関係法令や、審議会・専門部会において配付された各種資料等を踏まえ、様々な観点から丁寧かつ十分に審議を尽くした結果の答申であると考えられます。 よって、先の答申どおりとすることが適当であるとの結論に達しました。 以上です。
杉田会長	ただ今、公・労・使それぞれから御意見を伺いましたが、それぞれの御意見に対し、何か御質問等はございますか。
各代表委員	質問等なし
杉田会長	ただ今の、公・労・使それぞれの協議結果を取りまとめますと、「今般の異議申出がなされた御意見の内容については、8月7日の答申に至るまでの審議において、それらも含めて十分に審議が尽くされ、その結果としての答申であったことから、「答申どおり」とすることが適当」という御意見であったと思いますが、いかがでしょうか。
各代表委員	異議なし -
杉田会長	それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和5年8月7日付けの答申どおり決定することが適当である」として、答申することといたします。 事務局は、異議申出の諮問に対する答申文(案)を作成してください。
事務局	答申文(案)作成
杉田会長	事務局は、答申文(案)を全ての委員に配付してください。
事務局	答申文(案)配付
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	答申文(案)朗読
杉田会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。

	<p>特に、御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	異議なし
杉田会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月23日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	答申文作成・答申文（写）配付
杉田会長	<p>それでは、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。</p> <p>局長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長・局長	答申文手交
杉田会長	<p>ただ今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。</p> <p>これをもちまして、当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は終了となります。</p> <p>なお、栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第10条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。</p> <p>続きまして、議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>この件につきましては、8月7日に開催された第3回審議会におきまして、塗料製造業を始めとする6つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問を受けております。</p> <p>この諮問を受けた直後、改正決定の必要性の有無につきまして、労使それぞれの御意思を確認させていただきましたところ、労働者側からは「必要性あり」との御意見をいただきましたが、使用者側はその時点では「持ち帰り検討したい」との御意向でありました。</p> <p>その後、使用者側から事務局を通して「必要性あり」との御意見をいただきましたので、必要性についての調査審議を付託し8月17日に開催を予定しておりました「特別小委員会」の開催を取りやめることとし、委員の皆様には、事務局からその旨の連絡をさせていただいたところ です。</p> <p>念のため、この場で改めて御意思を確認させていただきたいのです</p>

鈴木委員	<p>が、使用者側も「改正決定の必要性あり」ということで、よろしいですね。</p> <p>はい。使用者代表委員で検討した結果、「改正の必要性あり」という結果になりました。</p> <p>ただ、一つだけお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>今、お話にありましたように、前回の審議会後、持ち帰っている検討した結果、来年度以降のために一部お話ししたいと思います。</p> <p>県最低賃金の審議では、地域間格差ということが大きな課題としてあがってきていたと思いますが、各企業の事業所内でも格差という問題が生じてきております。</p> <p>今、企業の中では、働き方改革を進めることで、育児や介護等で休む方のフォローをするために、多能工化を進めるという動きが強まっています。社員一丸となって取り組んでいくという流れになりつつあります。</p> <p>ただし、特定最低賃金があるために、該当する製造工程の方々の中には、検査や梱包・配送といったほかの仕事を避ける傾向が出てきています。時給が違ってしまいうので避けたいということがあります。</p> <p>逆に製造工程の賃金が高いからということで、そちらに異動したいという希望が出てくるということもあります。</p> <p>特定最低賃金に該当する中小零細企業も含めまして、多能工化の推進だけでなく、仕事の向き不向きに合わせた異動すら容易ではなくなっているという問題も出てきております。</p> <p>これは、県最賃と特定最賃の開きが事業所内の格差を生み、社員の一つの職種に固執するとか協調性を失うといった大きな原因の一つになっているのではないかとといった問題があることを、まずは知っていただきたいと思って発言しました。</p> <p>使用者側としましては、特定最低賃金の改正額が、近年のように地域別最低賃金と同等に上がっていくという状況が続くということであれば、来年度以降は改正の必要性についても慎重に検討していくべきではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の御意見に対して御質問・御意見等はございますか。</p>
中嶋委員	<p>今、おっしゃられたように、それぞれの企業で働く現場では、多能工化はどんどん行われております。</p> <p>企業の中でも、高卒初任給では最低賃金を割り出した上で、まったく社会経験のない方が、それだけの賃金をあげることを前提に、企業の賃金テーブル・賃金体系が作られているわけで、その中で、多能工化するために教育を含めた習熟をさせるものが必要になってくるわけです。これらのことを考えますと、特定最賃の場合は、そこに働く</p>

	<p>産業の優位性や仕事に対する習熟の高さを踏まえたものが必要になってくるということで、今回、5業種の特定最低賃金の申し出がなされたわけです。</p> <p>その中には、労働協約として、それぞれ提出されている産業もあるわけで、それぞれの労働協約については、企業の関係労使で締結しているという背景がありますので、そこを認めつつ、特定最低賃金というものを考えていく必要があると思っています。</p> <p>単純に、賛成・反対ということだけではなくて、その地域の中における特定最低賃金というものを、改めて考えていく必要がある、そのための審議会だと思っています。</p> <p>これだけ地域別最低賃金が上がっていくと、特定最低賃金が飲み込まれていく県がたくさんあるわけです。</p> <p>今日も資料を提出させていただきましたが、Dランクでは、目安プラス7円、8円上がっているわけで、それだけ特賃も飲み込まれていることが起こっているということからすると、地賃が上がるのが悪いのではなくて、むしろ、その産業で働く人たちは、もっと高い次元で仕事をしているからこそ、特定最賃が必要だということを付け加えさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使それぞれから、「特定最低賃金の改正決定の必要性について」御意見をいただいたところです。</p> <p>「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性」については、ただ今のお話で、いろいろな御意見があるということがわかりました。そこについては、地賃の上げ幅などを含めて、慎重に考えていく必要があるとは思いますが、今年度につきましては、「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性あり」という前提で進めていきたいと思っています。</p> <p>まず、特定最低賃金改正に係る申出状況につきまして、前回、6業種すべてからの申出がなされている旨、事務局から説明がありました。その後の動きについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7月12日に改正決定の申出があった「各種商品小売業特定最低賃金」について、8月8日に取下書の提出を受け、同日受理したことを報告。</p>
杉田会長	<p>ただ今、報告がありましたとおり、「各種商品小売業特定最低賃金」については、申出者より取下書の提出があり受理されたということですので。</p> <p>従いまして、本年度は、「塗料製造業」「はん用機械器具等製造業」「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」「計量器等製造業」の5つの特定最低賃金の改正決定が必要となります。</p> <p>再度、確認をさせていただきますが、この5つの特定最低賃金の改</p>



	<p>正決定について、労働者側・使用者側とも「改正決定することの必要を認める」ということでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、塗料製造業を始めとした5つの産業は「改正決定することを必要と認める」として、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>事務局は、答申文(案)を作成し、全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>答申文(案)作成の上、配付</p>
杉田会長	<p>事務局は、確認のため答申文(案)を朗読してください。</p>
事務局	<p>答申文(案)朗読</p>
杉田会長	<p>この答申文(案)について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>意見等なし</p>
杉田会長	<p>御意見など無いようでしたら、この答申文(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、答申文(案)のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文(案)の(案)を削除して、本日8月23日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の(写)も準備してください。</p>
事務局	<p>答申文を作成</p>
杉田会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。</p> <p>局長、お願いいたします。</p>
会長・局長	<p>答申文手交</p>
杉田会長	<p>続きまして、議題(3)の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>ただ今、5つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。</p>

	<p>これに伴い、栃木労働局長から「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があります。</p> <p>それでは局長、お願いいたします。</p>
局長・会長	諮問文手交
杉田会長	<p>ただ今、局長から5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。</p> <p>事務局は、諮問文(写)を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	諮問文(写)配付
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	諮問文(写)朗読
杉田会長	<p>それでは、ただ今の栃木県特定最低賃金の改正決定の諮問により、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を設置し、ここで審議することといたします。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の設置に伴い、同専門部会の運営規程(案)をお諮りしたいと思います。</p> <p>事務局は、運営規程(案)について、説明をお願いします。</p>
事務局	特定最低賃金専門部会運営規程(案)の説明
杉田会長	ただ今の運営規程(案)の説明について、御意見などございますか。
各代表委員	意見等なし
杉田部会長	<p>御意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。</p> <p>この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程(案)の(案)を削除し、附則の施行期日に令和5年8月23日の日付を記入してください。</p> <p>それでは、特定最低賃金専門部会の委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	推薦手続きについて説明
杉田会長	続いて、関係労使の意見聴取等の手続きについて、事務局より説明をお願いします。

事務局	意見聴取手続について説明
杉田会長	<p>専門部会委員の推薦手続き、及び関係労使からの意見聴取手続き、いずれも期限があります。</p> <p>特に、専門部会委員の推薦手続きについては、期限が9月6日までと短期間になりますので、御留意いただきたいと思います。</p> <p>次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。</p> <p>専門部会の決議については、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。</p> <p>当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
各代表委員	例年どおり
杉田会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、これを審議会の決議といたします。</p> <p>最後に議題(4)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
中嶋委員	<p>私から2つ質問があります。</p> <p>一つは、運営規程にテレビ会議システムの条文がありますが、具体的に専門部会の中でどのようなアプリケーションを使ってやるのか教えていただきたいということと、2つ目は、事務局から提供いただいている影響率・未満率、改正にあたる金額の表についてですが、昨年は、地賃が31円上がった中で、提供いただいた資料は、上限が40円に留まっていたように思います。今年は地賃が41円の引上げとなっておりますので、この表を作るにあたって、下限は、0円もあるのかもしれませんが、必要性を認めているのであれば、1円から作っていただいても、上は41円の倍の80円ぐらいにさせていただかないと、イメージが合わなくなってしまうというか、それだけ特定最低賃金は高い水準で議論しているところもありますので、そのような表を作っていただければ、ありがたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
杉田会長	今の御質問のありました、会議の持ち方と資料作成について、現時点で事務局から御説明いただけることはありますか。
事務局	テレビ会議システムにつきましては、実際にこちらのシステム環境

	<p>がどうなっているか、各委員のシステム環境がどうなっているかなど、それをやるとなれば事前に確認しなければならないことも多々ありますので、規程にはあるところですが、申し訳ありませんが、現時点では具体的な説明ができないところです。</p> <p>また、影響率等の表について幅広に作成との要望ですが、その点は改善させていただきたいと思います。</p> <p>以上です</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料につきましては、審議に必要なものであれば、労使委員、公益委員からそれぞれ御提示いただければ準備していただけると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局は今後の日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>日程等の説明</p>
杉田会長	<p>ただ今の説明について、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>質問等なし</p>
杉田会長	<p>特に御質問など無いようであれば、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>労使それぞれの代表委員で協議・報告</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>以上をもって、本日の議事は終了となりますが、最後に奥村局長より御挨拶があります。</p> <p>局長、よろしくお願いいたします。</p>
局長	<p>先ほど、栃木県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関し、「8月7日の答申どおりとする。」旨の答申をいただきましたことにより、今年度における県最賃の改正額が確定いたしました。</p> <p>これにより、今年度の栃木県における最低賃金改正の一つ目の大きな山を越えることができたと感じているところであり、この場をお借りし、委員の皆様にご心より御礼申し上げます。</p> <p>今年度の県最賃の改正につきましては、答申のごございました8月7日の夜のローカルニュースや翌日の朝刊で大々的に報じられる等、世間の関心も例年以上に高まっていると実感しているところであり、私</p>

杉田会長	<p>ども労働局といたしましても、審議会の議決どおり 10 月 1 日に改正発効できるよう所要の手続きを進め、また、栃木県内で事業を営む雇用主や栃木県内で働く労働者、あるいはそのご家族等、幅広く、かつ、丁寧な周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいと考えております。</p> <p>皆様には、大変お忙しい中、本審あるいは専門部会にご出席を賜り、丁寧かつ真摯に御審議いただいたことに、改めて心より感謝申し上げますとともに、先ほど諮問させていただきました特定最賃の改正審議という二つ目の大きな山を目の前に、まだまだ御苦勞をおかけすることとなり大変恐縮ではございますが、引き続き御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第 4 回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
------	---